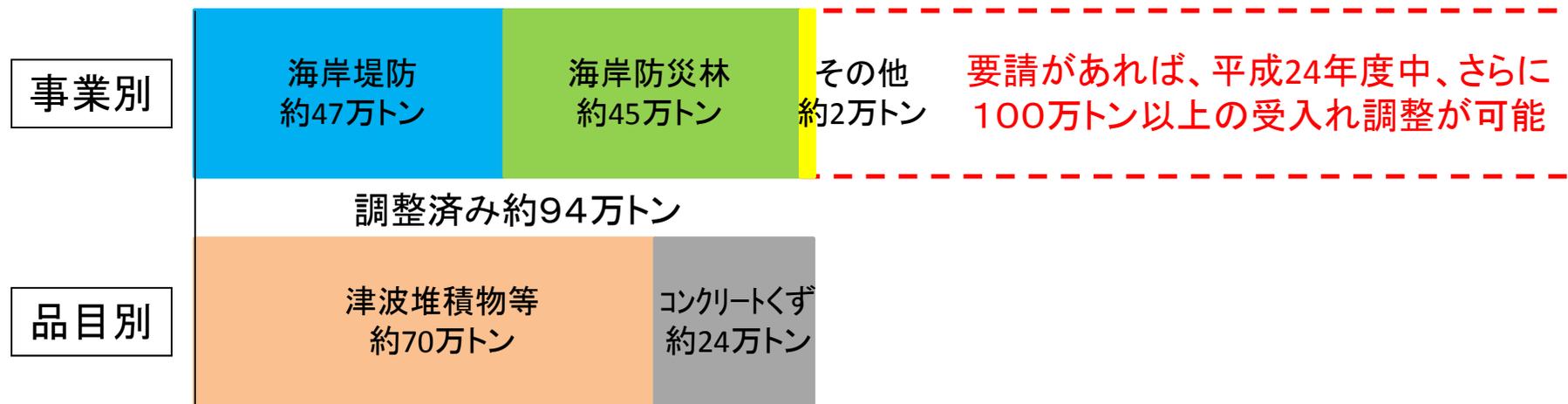


# 災害廃棄物由来の再生資材の活用について

資料2-1

## <再生資材活用の状況>

- ・岩手県及び宮城県の海岸堤防の復旧工事や海岸防災林の復旧工事等において、災害廃棄物約94万トンの再生利用が調整済み
- ・農林水産省、国土交通省等の公共工事では、災害廃棄物由来の再生資材を受け入れる体制を整えており、被災自治体からのさらなる要請にも対応可能



品目別では、津波堆積物とコンクリートくずが大半を占める

## <再生資材活用の方針>

海岸堤防、海岸防災林、港湾等の公共工事を一層積極的に活用することにより、復興の妨げとなっている仮置場の早期解消を図る

特に、品目については、不燃混合物のふるい下や瓦くず、焼却主灰等の再生資材化が今後本格化することから、以下の方針でその活用拡大に取り組む

- ・国が実施する公共工事において、被災自治体からの要請に応じ、これら再生資材の活用を発注内容に盛り込む
- ・地方自治体が発実施する公共工事において、これら再生資材が積極的に活用されるよう調整を図る

# 国立公園等整備事業における災害廃棄物の再生利用

## ○陸中海岸国立公園等復旧事業における有効利用

東日本大震災により被災した陸中海岸国立公園の公園利用施設の復旧にあたり、災害廃棄物由来の再生資材を可能な限り使用する。(平成23年度補正、24年度予算により実施中)

### ※24年度内の再生資材活用見込み

- ・津波堆積物 約2,000m<sup>3</sup>
- ・コンクリートくず 約1,700m<sup>3</sup>
- 敷地造成の盛土材等
- ・再生木チップ 約300 m<sup>3</sup>
- 園地等の表層仕上げ材
- ・災害廃棄物を原燃料としたセメント
- 海岸部歩道の嵩上げコンクリート工事(340 m<sup>3</sup>)

## ○三陸復興国立公園等の整備における有効利用

三陸復興国立公園(仮称)等の取組みにおいて、施設の整備を行うにあたり災害廃棄物由来の再生資材を可能な限り使用する(平成25年度以降予定)。

盛土工事においては、地元とも調整しつつ、再生利用が進んでいない瓦くず等の活用も検討する。

### 海岸歩道復旧整備の状況



被災直後



復旧整備実施



## 三陸地域の自然公園等を活用した 復興の考え方(答申) (中央環境審議会自然環境部会H24.3)

### ーグリーン復興プロジェクトー

- ①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を生かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)
- ④南北につながる交流を深める道(東北海岸トレイル)
- ⑤森・里・川・海つながりの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング)